

義援金の加算・追加

総務課 財政グループ ☎ 27-2481

町に寄せられた胆振東部地震の義援金の当初配分に加算・追加します。

平成30年北海道胆振東部地震の義援金につきましては、国内外の多くの皆さまから暖かいご支援をいただき心よりお礼申し上げます。

このたび、義援金の配分について、以下の通り加算および追加して配分することとしました。

それぞれの申請に必要な書類などは異なりますので総務課財政グループにお問い合わせください。

〔手続きについて〕

①住家被害	当初配分時と申請内容に変更がない場合は、 改めて手続きは不要です。
②住宅再建	申請者や振込先金融機関に変更が生じた場合などは改めて手続きが必要です。
③住宅修繕	
④宅地修繕	建設課窓口で手続きが必要です。

①住家被害 **加算** 町内において住家に被害を受けた場合

り災程度	所有状況	加算後配分額(1家屋あたり)	
全 壊	自己所有	50万円(20万円を加算)	※1
	借 家	9万円(3万円を加算)	
大規模半壊	自己所有	40万円(15万円を加算)	
	借 家	9万円(3万円を加算)	
半 壊	自己所有	40万円(15万円を加算)	※2
	借 家	9万円(3万円を加算)	
半壊に至らない(家財被害を含む)	自己所有	15万円(5万円を加算)	※2
	借 家	7万円(2万円を加算)	

※1 リ災者区分が「物件居住者」となっているり災証明書をお持ちの方が対象です。

※2 震災時点(平成30年9月6日)で住民票がある、または震災時点(平成30年9月6日)で住民票はないが居住実態を確認できる方が対象です。

②住家再建 **加算** 住家に被害を受けて、町内において新たに住家を建設・購入した場合

り災程度	加算後配分額(1家屋あたり)
全壊、大規模半壊、半壊	120万円(20万円を加算)

③住家修繕 **加算** 被害を受けた住家を修繕し、その費用が1万円以上の場合

り災程度	加算後配分額(1家屋あたり)
全壊、大規模半壊、半壊	60万円(10万円を加算)
一部損壊	30万円(15万円を加算)

※被災住宅応急修理の支給を受けている方は、その分を費用から控除して算定します。

※支給額は万円未満を切り捨てとなります。

対象工事：外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気配線工事、水道配管工事などの修繕（家財、物置、舗装工事、外構工事などは対象外）

④宅地修繕 **追加** 宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用が1万円以上の場合

り災程度	配分額(1家屋あたり)
り災程度を問わず	上限10万円

※支給額は万円未満を切り捨てとなります

子育てポイント還元

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

子どもの医療費とこども園の利用者負担額をあつまるポイントで還元します。

子育て支援医療費の還元

●内容
保護者が病院に支払った子どもの医療費の一部負担金を、全額ポイントで還元します。

●対象者
町内に住所がある0～18歳(高校生)の子どもの保護者

●申請に必要なもの
領収書(発行から2年以内のもの)、印鑑、あつまるカード

※高額療養費、災害共済給付、医療費助成の対象になる場合、それらを控除した額が対象です。

※予防接種など、保険外負担金は含みません。

※乳幼児は、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)が対象です。

子育て支援利用者負担額の還元

●内容
町内のこども園の利用にあたり、保護者が負担した利用者負担額の2割をポイントで還元します。

●対象者
町内に住所があり、こども園に通う子どもの保護者

●申請に必要なもの
領収書、印鑑、あつまるカード
※延長保育利用料、一時預かり保育料、給食費などは対象外です。

マイナンバーカードの年内の受け取り

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

マイナンバーカードの年内受け取りは28日まで。

マイナンバーカードの申請をして交付通知書(ハガキ)が届いている方で、年内にカードを受け取りたい方は、次の期日までにお越しください。

●年内受け取りの期日
12月28日(月)17時30分
※12月29日(火)、30日(水)は、マイナンバーカード受け取りのほか、電子証明書の更新や新規発行、マイナンバーカードでの住所変更などの手続きはできません。

●カード受け取りに必要な物
・交付通知書(ハガキ)…住所、氏名を記入してください。原則本人への交付となります。どうしても来庁が難しい場合は、委任状の記入が必要です。
・本人確認書類…運転免許証やパスポートなどの場合は1点、健康保険証、年金手帳、学生証などの場合は2点必要です。(本人、代理人ともに必要)
・所有しているマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード…新しいマイナンバーカードと引き換えになります。所有している方は必ず持参してください。

あつま災害エフエム放送終了

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

あつま災害エフエムが終了します。

平成30年から開設している臨時災害放送局「あつま災害エフエム」は、12月29日(火)もって放送を終了します。番組へのメッセージは、放送当日まで受け付けます。放送をお聴きいただき、誠にありがとうございました。

最終回：12月29日(火) 18時～19時予定
メッセージは〔fmatsuma@gmail.com〕まで！

あつま災害エフエム

周波数 **81.4 MHz**

放送時間 **8時 18時**
(各15分程度)

